

熊谷市電気自動車等充電設備設置費補助金のお知らせ

熊谷市内に電気自動車等の充電設備を設置する、

(市内に事業所を有する) 事業者等へ

最大30万円 の補助金を交付します。

○補助金の対象となる充電設備の要件

一般社団法人次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定を受け設置する充電設備で、一般社団法人次世代自動車振興センターの交付規程第4条第2号の商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)、または第4条第3号のマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)に該当するものであること。

○申請に必要となる書類

- ①熊谷市電気自動車等充電設備設置費補助金交付申請書(様式第1号)
- ②一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金交付申請オンライン申請システムを印刷したもの等申請内容を確認できるもの及び添付書類一式の写し
- ③一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金交付決定通知書の写し
- ④その他市長が必要と認める書類

※令和4年度補正および令和5年度 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付申請期間は令和5年9月29日までです。

この補助金は進捗状況により申請期間が変更になる場合もありますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ等を御確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター <http://www.cev-pc.or.jp/>

この補助金は、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金の交付決定を受けて設置する電気自動車等の充電設備に対する補助金です。

一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金の申請期間に御注意ください。

また、設備の設置や補助金申請を検討されている場合は、事前に熊谷市環境部環境政策課まで御連絡ください。

熊谷市環境政策課環境政策係

熊谷市江南中央1丁目1番地 ☎048-536-1547(直通)